二禮臺覽

全

僧4
775
173

曾1
775
173

貝原先生著述

喪祭の二禮世俗のあらりのすがたなるべしいかゝ
こゝ法ゝかゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
おとゝけ[illegible]ゝ家[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
月ゝの[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
二禮童覽[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
事ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

萬治三年　七月日

二禮章覽上目錄

喪禮

初喪 一
護喪主賓司書司貨 二
備用 三
治棺 四
神主 五
誌石 六
沐浴 七 附襲
入棺 八
發引 九
治葬 十
虞祭 十一
墳墓 十二
居喪 十三 附祥禫
奔喪 十四
返葬 十五
諸親 十六
君喪 十七

二禮童覽上

喪禮　初喪

凡人の父母病すみやかなるまして死ぬべきさまなるを聞かば子息家人ともに心を乱さず[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

護喪主賓用書用資 二

[illegible]

[illegible]

[illegible]

棺　別法下ニ見ル

誌石

肩衣袴

治衣二ゆて二

幎目巾

握り巾

完平

沐浴具

草食

三物

神主

小袖

靴皮

炭末

沈香

真玄袋

菖蒲

枝

治棺四　枝のうへ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或人曰棺かくのごとくいとれくくをぬく打さるるものとなる
[illegible]あなかちよろしくしたさしとるとうしんの大すのもの
抱父母の法のごとくふるしてそれと古事のおもむき先
[illegible]ぬ流れとり入れの根肉とつらぬ骨髓骨と
[illegible]ぬうふ我々よくりんとうあと
[illegible]

なるべきうつ少からんうつ出でぬんるふしつとうかうう
[illegible]ぬしし新の法力人とりしまるれ
八年まりしまるは棺のうそうかうあるのうしく
[illegible]

神主五　儒門の法解

神主八天地陰陽の象数よりうくる[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

称大鈔[illegible]

[illegible]

[illegible]

又俗法にかの[illegible]の父[illegible]人伯父[illegible]帳を[illegible]
[illegible]は過ぎたる[illegible]と[illegible]
[illegible]の家[illegible]の面に[illegible]日[illegible]
[illegible]の[illegible]法の[illegible]
[illegible]一所の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

式葬

[illegible]

初七日の夜、[illegible]

[illegible]

哀

[illegible]

[illegible]

哭

[illegible]

[illegible]

おく父母よりこれ[illegible]

いてけうこぶかってるる日しかるべき

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

教をもあるべきよしてい

治葬

十

[illegible]

山林清潔の地をえらびもとめ

くに[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]寺流の[illegible]海[illegible]流れよりせて出立
[illegible]の下[illegible]坂中の[illegible]之浜[illegible]
[illegible]流の[illegible]ゆ[illegible]ふ[illegible]て木[illegible]
[illegible]の[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]浦の[illegible]
[illegible]の[illegible]つれ[illegible]む
[illegible]浦の[illegible]
[illegible]浦の[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちなんで[illegible]

[illegible]

虞祭　十一

葬りをとりて家に帰り[illegible]は先ん哀と拳[illegible]泉を[illegible]
[illegible]水をうるをもれ[illegible]水法をして[illegible]平と[illegible]
神をまつりて[illegible]を撰とひ[illegible]を[illegible]浮神迎
[illegible]祭の[illegible]
すなわち虞祭の[illegible]
[illegible]平の[illegible]
[illegible]
[illegible]下巻祭記の[illegible]
[illegible]葬礼[illegible]は虞祭[illegible]
[illegible]

[illegible]若[illegible]葬[illegible]
[illegible]初虞の日[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

墳墓　十二　塚のつきやうの事

墳の形もまちまちにいとゞ南北に長く東西に狹く
南をそこひくひろくふかくなしてこれをすべてくぼ
ませ下に元〻きあるよりの前の方に周人の墓と小の墓
東西のひろさ恒例の人の墓は寸尺にあたる
せばくそこの形ぬきうつしとなる下と長くそこの形ぬきうつし
とこの式なり　埋紀元年九月
つ〻　其碑面者周人すべて四人
二ありとなり　其碑面の周人の墓
碑の左の方に

墓の墳とうさ碑の左の方の拓うつし　其碑文をかくこれ
実と其人の一代の因をもて要をもて文をもて碑の左にうつし
ておく　墳の色　碑の高さ二尺四寸　碑の
高さ　碑の高さ　碑の
ぬきと二百　碑の
すべて　周人の墓人今の人をもて武人
やうに　碑の
いたす　碑の
社法と　碑の
さ人　碑の
てん　碑の
墓とうの碑とうさ碑の左の方の拓うつし　其碑文をかくこれ
実と其人の一代の因をもて要をもて文をもて碑の左にうつし
ておく　墳の色　碑の高さ二尺四寸　碑の
高さ　碑の高さ　碑の
ぬきと二百　碑の
すべて　周人の墓人今の人をもて武人
やうに　碑の
いたす　碑の
社法と　碑の
さ人　碑の
てん　碑の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

飯と今年で汁粥と今年の米二月迄と云て五月
以後米の多つさる所の者共は粥
粥と云て かゆ 飯半り汁粥半り汁粥
と云て 飯と今年で飯と今年の
琉金水腐あれしそもそも
たべれるや 勿論 飢饉の年
すべて 以菜 古人喪中の母
のことを 三年 海 菜菜と
云て 仕 海 の 海
海 人 病 中 以 四
海 中 の 海 肉 と 用 病 り
病 は 海 肉 と 用 愈 れ

赤 食 と 赤 ら 肉 と 赤 ら 肉 と 赤 ら 肉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○長野の本家の表むきは[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
裏麻之為[illegible]
[illegible]
[illegible]

日を除の日の定むる者員を中すり其を二分八中旬或
日にして員をかけ又一府一所にかつれ下旬或日にして員
とする者まことに古法なれども今度の令
と異り令にかつ日を設定あり
たりかつかせ〳〵法なり
其定日とさしてはなりて中一旬海河半年ふかく慎し
毛氏に藏かくれ不敢〳〵
○母の喪を又存命なれは朝夕朝夕十六月に月を満て禫
する母十六月に父に先立
父の喪なれは○精を加へて
父の喪後母又の喪
内と除大祥すして月を満て禫の除して
かりて丘瓊山移易の説に同侍月を満て禫して初内と除て大祥の月の内に

禫してかつるハ檀弓の説也明文なるもの也
おもうを云たるに行ふの心にて檀弓の正文
すると父にして母のために朝の喪すると
一年の喪ハ久しきなれ後の月にして禫する義と
して恩を為つ朝の喪ハ丘こさる所に月を満て禫する
恩を以て義とのこと云
ふ人かは大祥の祭をとり
ひ〳〵十月の内禫の祭をとりて
精を為つ人禫の祭の家に
或人曰人皆い三年の喪ハ古礼にして今の世にとりてすこ
絶るハ吾子の性書家に
三年の日数のこと

礼は古今異なるべからず唐虞殷周の礼
なるべし孔子周の末にいでゝ人の礼喪を短くせんことを
恐れ周の法にしたがひ九月の間喪に服し今
からす三代より明人にいたるまでこれをあらためず
唯十五日一祭をあらためず
五旬の喪を礼なれば
五旬の喪を礼なれば
五旬の喪を礼なれば

の事に成て知るべし

匠葬　十五

父旅立て死せらんを其子若冠の旅立人を
のこしたる人は入棺の時枝を取りて子孫
取りて父母他人の死せしは棺の紫宋赤の布衣を
以て覆て色代の死の所の
のうらに[illegible]一カ所人を棺と三ヶ所にして
其うら[illegible]枝を[illegible]ナ[illegible]棺枝[illegible]て奥熟走
合く或[illegible]て入枝ナ[illegible]
[illegible]一枝[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

諸親　十八

おぢ　夫婦　おぢ　夫婦　姉妹　妻子　家あ

おばい　孫　家と云う母

以十七月の服　肩を舞て酒とのゝ肉と各

きゝあれ　拔を云ふ七八十日ならん

いとこ

九ヶ月の服　精進六日　久年の妻　姉妹　姪子

ひまごちゝ　おぢおば　おいまご　母方のおぢ夫婦

拔をゝの年　ふたいとこ

母方のおぢおば

以五ヶ月の服　精進二日

ふたいとこ　母方のいとこ　ちゝ方のおば　ひこ　ひこの子　[illegible]

ものし　及ぶ

以三ヶ月の服　拔を云ふ

婦人その夫の父母の喪

三年の内　[注年]　又母の喪のこと

[illegible]　[illegible]　人の喪

其年三月ヨリ一等ト成リ八年ニテ元服ヲ
下殤ト云フ十二ヶ月ヨリ十二ヶ月ニテ元服ヲ
ヒトシ元服ヲ長殤ト云フ 紀令朝の臣子ハ歌ヲ詠ジテ其
死ヲ長殤ヲ九月の服ハ中殤ヲ七ヶ月下殤ヲ
五月八歳ヨリ及ヒテ十二ヶの服ハ男子
ヲ丈夫ト云フ女子ハ十九ヶ笄ヲ丈夫ト云フ
ヲ以テ成人ト云フ

神祇服紀令

服紀令ハ次ノ如シ

父母服十三ヶ月暇五十日
嫡母繼母服二十日暇十日
妻服九十日 暇 廿日
嫡子服九十日暇二十日
祖父母服百五十日暇三十日
姑姉妹服暇同前
姉妹服暇同前
高祖父母服三十日暇十日
未孫服七日 暇三日
甥姪服暇同前 姉妹ノ子ハ兄服
舅姨服暇同前
外祖父母服九十日暇二十日

舅姑服百五十日暇三十日
夫服十三ヶ月暇三十日
舅姑服九十日暇二十日
未子服三十日 暇十日
伯父叔父服九十日暇二十日
兄弟服九十日暇二十日
曾祖父母服九十日暇十日
嫡孫服三十日暇十日
従兄弟服暇同前 姑ノ子ハ無服
異父兄弟姉妹服三十日暇十日
同居ノ子ハ服ナシ
舅姨服三十日暇十日

七歳以下無服

君喪　十七

此喪禮家禮等を見て士として家を受るを忘れ
ずく法に記事あるべしこれ又例の如く所々
に出ん
ふいるべしとて嗣君崇厳当日数を心久に従わぬと士
はしてくりるべしこれ
常ならず多くは喪を内むまず記すべきに共心喪の長
短は市井の風俗位職の高下に
拘ずべきなり
或人云君父一理之父母の喪を
以ていうんや君の喪を
かるべきか予云之可しこれ君父一理にて
あり君臣を父子と
君臣と父子と
情の原為本の大小を
斬衰の民
公の喪を

二禮童覽下目録

祭禮

卜日一　齊戒二　備物三　陳器四　用人五　具膳六
儀節七　祔食八　忌日九　墓祭十　庶子十一　通禮十二

祭禮

卜日　まつりの日はうらなふなり

三年の喪をはりて後毎年四季の末月に祭を時祭とゝなへ先祖の神をしまつりまたは祠堂にあるを命日毎月の月日也なるしやう祭と祭の月二月四月八月十月やはの宮の社の喪の内をまつりせる禪の祭乃卜法のごとくして中旬まつくらに中旬の卜は一俯一仰をえんがたとゝやうにまつりして下旬の吉日と定

[illegible]ずして法を用ひず二月八月十月の中を用ひず
祭るもの共に其月下旬のうち初巳ふ酉の日に祭り再
拜して其月実日を祭りなんと若中[illegible]
[illegible]

齋戒　二　祭の前のよいみ

祭る[illegible]日より三日三夜さきだちて[illegible]
陳し身をきよめ衣服をあらひ[illegible]五辛と酒とを禁ず[illegible]
故曲をきゝ人の病をとゝ[illegible]喪をとゝ[illegible]
きゝ[illegible]敬斎[illegible]おのゝ[illegible]
念をもはら思ひ[illegible]

[illegible]

[illegible]
肅然警惕[illegible]戒と云ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

用人　五　もちこしの人を云ぬなり

[illegible]

具饌　六　供物のことをいふ

[illegible]

[illegible]

儀節　七　祭始り終るの次第

大てい十八節ナリ出主祭神降神進饌侑食初獻讀祝亜獻
終獻闔門啓門飲福受胙徹饌辞神林祝納主ナリ主人
なを下ゝ詣て主人主婦先詣て手水ヲ使ひ神主と櫃より出し
正殿の卓の上ふつゝ並なる者ヲ主人ヒラリ此主ニ
ヒラリてうつし櫃より出し
[illegible]

主人主婦詣て手水ヲ使ひ正殿に入り執事
二人の御酒と[illegible]を盛る[illegible]
事の家ふひを[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ごろ酒と称ふこと多く出来る之一杯くゝ京都の下かゝり酒を
[illegible]義孝主の酒ゝ[illegible]ゝと西球の酒を第
[illegible]
[illegible]
[illegible]

祈食

祈食、北方の神と云伝うて色々の魔、正直者の
ら、祈の神を勧うて正直の本を尋ね、祈食と
古歌に、人賀茂、女、有とも、罪なきを
不しらば祈食教をたれば、正直者ひく正直の
やうにと、其後正直の神祈食、ともうして
とそれへ、しめ正直の神の勧めに一献も十

忌月　九　附稲

附ふ、四月の初ふ稲し、三月の二番ふ稲、毎月九月ふ八月
下旬うと云ふ、六月祭戒して考妣二主ヶ祭る、毎年
の人、考て一年中つゝ人の生子まれ、命ながき、正直
月忌ゆ、一日斎戒して素服して祭る、毎日の祭、祭れて

野菜とゆへ、酒肉と用ゆ、ものあれば、斎戒して
祭れば、もの

[illegible]

庶子　十一

禮經に文子ならざる者は天下祭せざるべし人の子の事に今の
國の人ならんや祭らんに若一家の内に人儒道に志有て祭ることを
人命じて長子のみにて祭らんに世に祭礼行はれず但先
祖の家とつぐべき人を立て家を継ぎ祭を行はしめて古礼を
ならやうにすべし若兄弟にて祭らんにも仕へ先の人
家を継ぎ祭を行ふ事共にすべし家の法を保つべきなり
兄弟の内にて仕へざるものは神を敬ひ祭の礼を行ふべき
なり家の法を保つべきなり

通礼　十二

凡人一生の内一度は寒暑(寒暑とは毎朝平安を祝
して水し漿を人に授与する事なり)を問ひ毎朝平安を祝
ひ夜安を問ひ(寒暖とは寒暑を問ひ)
[illegible]
[illegible]
[illegible]

必祠堂へ参りたれば、この所にこれ〳〵の変ありて参りたる
つぎ参り申候時分、まつ祠堂へ参り、そこにて海中に出
てのち、代のものよりそなへたる酒を受
七夕重陽五月五日六月朔日より祠堂の門を掃除し、家内一
同斎戒して、早天に祠堂へ入り、櫃に安置神を出し
参り、香燭来酒し、其外の如一往とおこなひ、但毎月
十五日に神主を出し、酒を供し、香燭来る已後
一度宮へ入れ申候、古来御祭礼変りなく、秀
吉公御代に伊勢へ出し、神の中に法華経あり
申候、其後伊勢へ出し、神の中に法華経あり
申候、其後伊勢へ出し、神の中に法華経あり
申候、其後

二禮童覧下終

元禄元戊辰年十一月吉祥日　森田壱右衛門

文化十二乙亥年秋　九月廿一日　写卒是　中村直道